

セントクリストファー・ネービスの入国規制措置（10月7日更新）

10月7日、セントクリストファー・ネービス政府は、新型コロナウイルス対策として、同国の入国規制措置を以下のとおりとする旨発表しました。なお、今回の更新により、認可ホテルでの滞在期間が24時間に短縮され、滞在中に検査を受けて陰性の場合には、国内での活動が許可されます。

- 1 ワクチン完全接種者のみ同国への入国を許可する。ただし、同国民、居住者及びワクチン完全接種者である両親と共に入国する18歳未満の子供は、ワクチン完全接種の条件が免除される。
- 2 ワクチンの最終接種（ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、シノファーム、シノバックの2回目接種、あるいは、1回接種ワクチン（ジョンソン&ジョンソン）の接種）から2週間経過した渡航者をワクチン完全接種者と見なす。また、同国で承認されているワクチンによる混合接種は認められる。
- 3 渡航者は、政府ウェブサイト上で渡航許可申請を行い、ワクチン接種カード及び認可ホテルの予約証明書を提出する必要がある。ワクチン接種カードの提出及び渡航許可申請手続き完了後、渡航者は、ワクチン接種カードの許可及び渡航許可手続き番号を受け取ることとなる。また、渡航許可申請後、渡航72時間前以内に、国際規格を満たした施設で実施されたRT-PCR検査陰性結果（鼻咽頭検査）をアップロードする必要がある。同関連書類の審査後、入国許可書を受け取ることとなる。
- 4 渡航に際しては、ワクチン接種カードのコピーとRT-PCR検査陰性結果のコピーを保持する必要がある。空港到着時には、体温検査等の健康審査が課され、新型コロナウイルスの症状が見られる場合には、空港で検査費用自己負担（150米ドル）の下、RT-PCR検査が課される。
- 5 航空機で到着するワクチン完全接種者は、認可ホテルで24時間滞在（実質上の検疫）する必要がある。同ホテル内を自由に行動でき、ホテル内の活動に参加出来る。滞在24時間以内に検査（150米ドル、費用自己負担）を受け、同検査が陰性の場合には、国内での活動が許可される。
- 6 航空機で到着したワクチン完全接種済みの渡航者は、出国時にRT-PCR検査

(150米ドル、費用自己負担) 結果の提出が必要となる。

7 ブラジル、インド、南アフリカからの渡航者の入国は許可されない。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントクリストファー・ネイビス保健省

<https://www.facebook.com/StKittsHPU/>

参考：入国規制情報

<https://www.stkittstourism.kn/travel-advisory-update>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。